

## 速報：「食品表示基準について」の一部改正について

### 賞味期限の卵殻印字が「表示」として認められました

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の解釈を明確化すべきと判断された事項等について、令和2年1月15日付け消費者庁次長通知により、「食品表示基準について」の一部改正が行われました。

改正の内容は以下の通りです。

食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）

（総則関係）・（加工食品）（略）

（生鮮食品）

1・2（略）

3 表示の方式

（1）容器包装に入れられた生鮮食品の表示

生鮮食品の表示については、一部の事項を除き容器包装（容器包装が小売りのために包装されている場合は、当該包装。以下同じ。）の見やすい箇所に表示することとされているが、容器包装の形状等により当該包装容器に直接表示することが困難な場合は、以下の箇所への表示をもって、容器包装への表示に代えることができることとする。

①透明な容器包装に包装されている等、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあつては、当該容器包装に内封されている表示書

なお、鶏の殻付き卵に関する賞味期限の表示については、表示書に代えて全ての卵の殻に直接印字することにより表示しても差し支えない。

②容器包装に結び付ける等、当該容器包装と一体となっている場合にあつては、当該容器包装に結び付けられた札、票せん、プレート等

（2）（3）（略）

4（略）

（添加物）・（附則）（略）

※赤字部分が追加された内容です。

#### 解説

パック詰鶏卵の表示に関しては、食品表示基準により、これまで容器包装の見やすい箇所に表示することとされてきました。

また、例外として、透明な容器包装に包装されている等、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあつては、当該容器包装に内封されている表示書をもって、容器包装への表示に代えることができることとする、とされてきました。

（農水省規格品におけるパック詰め鶏卵については、鶏卵規格取引要綱により、表示書（鶏卵の取引規格に定める表示）を基本的に内封することとされており、「食品表示基準について」との整合性が保たれています。）

鶏卵の場合、最近では卵殻印字や豆シールで賞味期間を記載している場合があり、今回の改正はこの取り扱いを明確にしたものです。

これまで、豆シールによる賞味期限の表示は、内封されている表示書の一部として認められていましたが、卵殻印字に関しては、卵殻そのものが表示の対象とは認められておらず、「表示」とは認められない、とされてきました。

今回の「食品表示基準について」の改正によって、殻付き卵の表示期限の表示について、卵殻印字も内封された「表示」として認められることになりました。

したがって、賞味期限を豆シールまたは卵殻印字で表示した場合は、名称、原産地、保存方法、使用方法等を記載したメインの表示書（ラベル）の「賞味期限」の欄に、①卵殻に表示された賞味期限と同じ日付を表示するか、もしくは、②「卵殻に表示しています」等を表示するという対応ができることとなります。

但し、同一パックの個々の卵については同じ賞味期限が表示されていることが必要ですので、ご注意ください。

また、印字手段等については、食品衛生法を含む関係法令の遵守をお願いいたします。

表示は消費者が商品を選択する際の重要な要素です。

鶏卵の場合、消費者が商品を購入する際に重視する点は、①価格 71.6%②賞味期限 46.7%となっており、特に賞味期限に大きな関心を持っていることが報告されています。（2019年に実施された全国の20～69才の男女2,060人を対象とした調査。出典：たまご白書2019）

ですので、賞味期限表示はできるだけ、消費者がよく確認できるよう、見えやすい場所に分かりやすく表示することが重要になります。



写真提供：  
紀州技研工業株式会社

### 表示例

名称	鶏卵
原産地	国産
内容量	M サイズ（58g 以上 64g 未満）
賞味期限	卵殻に表示しています
保存方法	お買い上げ後は冷蔵庫（10℃以下）で保存してください
使用方法	生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵については、なるべく早めに、充分加熱してからお召し上がり下さい
選別包装者の氏名・住所	鶏卵公正取引協議会 東京都中央区新川 2-6-16
卵重計量責任者	重本正志